

〔平 12. 10. 27〕
〔総 3 - 6〕

地方税関係資料

目 次

1 個人住民税関係

・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	1
・ 個人住民税所得割の推移（イメージ図）	2
・ 個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法	3
・ 世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限の状況	4
・ 個人住民税・所得税の人的控除等一覧	5
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	6
・ 扶養控除の概要	7
・ 給与収入500万円の場合の世帯類型別の課税所得	8
・ その他の所得控除制度の概要	9
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	10
・ 課税最低限の比較	11
・ 各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）	12
・ 利子・配当等課税制度の概要	13
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	14
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（11,420億円）の内訳	15
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移	16
・ 均等割の平均税率等の推移（昭和30年度＝100）	17
・ 平成11年度分個人市町村民税の納税義務者の状況	18
・ 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移	19

2 法人住民税・法人事業税関係

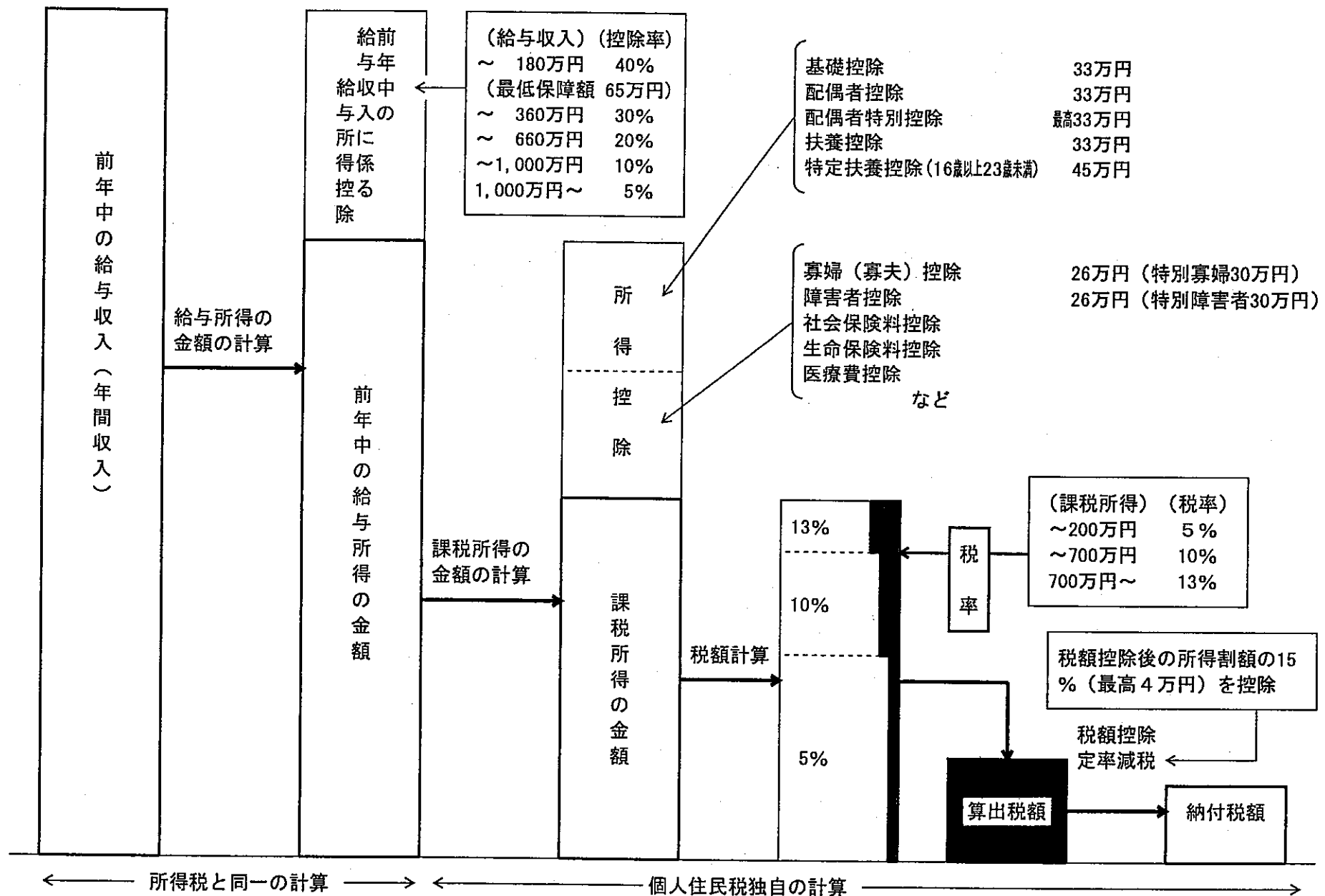
・ 法人住民税の概要	20
・ 法人住民税法人税割の税率の推移	21

・ 法 人 事 業 税 の 概 要	22
・ 法 人 事 業 税 の 税 率 の 推 移	23
・ 外 形 標 準 課 税 の 検 討 の 経 緯 に つ い て	24
・ 政 府 税 調 中 期 答 申 の あ ら ま し (外 形 標 準 課 税 関 係)	25
・ 外 形 標 準 課 税 の 意 義	26
・ 利 益 法 人 及 び 欠 損 法 人 の 状 況	27
・ 主 要 税 目 の 税 収 の 対 前 年 度 増 減 率 の 推 移	28
・ 法 人 事 業 税 収 の 推 移	29
・ 外 形 標 準 課 税 の 4 つ の 類 型	30
・ 事 業 活 動 価 値 の 考 え 方	31
・ 給 与 総 額 と 利 潤 の 関 係	32
・ 主 要 地 方 税 関 係 要 約 版 抜 粋 (中 期 答 申)	33

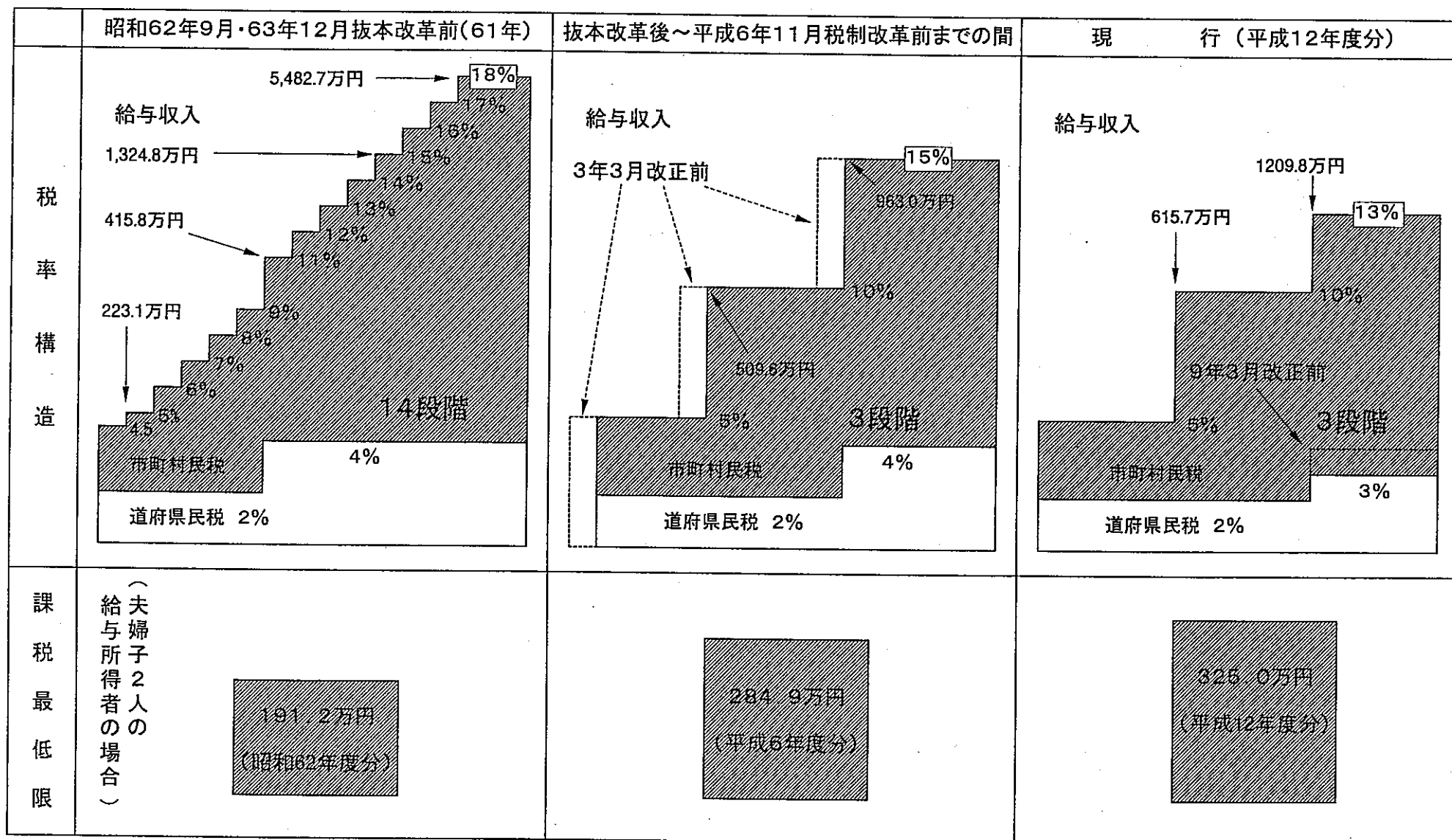
3 消 費 課 税 関 係

・ 消 費 課 税 の 概 要	35
・ 政 府 税 制 調 査 会 中 期 答 申 抜 粋 (消 費 課 税 関 係)	36
・ 地 方 消 費 税 の 概 要	37
・ 自 動 車 税 、 軽 自 動 車 税 の 概 要	38
・ そ の 他 の 地 方 税 の 概 要	39
・ 消 費 課 税 に お け る 特 定 財 源 の 概 要 (地 方 税)	40

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



個人住民税所得割の推移(イメージ図)



(注) 社会保険料控除の近似式の係数改訂前の課税最低限は、309.5万円である。

個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,155千円	325千円	330千円	330千円	330千円	330千円	450千円

給与収入 3,250千円

- (注) 1. 夫婦子2人の場合(子のうち1人は特定扶養親族に該当)
 2. 社会保険料控除の近似式の係数改訂後の金額(改訂前は3,095千円)である。

$$\begin{array}{ccccccc}
 X & - & (X \times 0.3 + 180,000) & - & X \times 0.1 & - & 1,770,000 \text{円} = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} & & \text{社会保険料控除} & & \text{基礎控除} \\
 & & & & & & \text{配偶者控除} \\
 & & & & & & \text{配偶者特別控除} \\
 & & & & & & \text{扶養控除} \\
 & & & & & & \text{特定扶養控除}
 \end{array}$$

この式によって計算すると $X=3,250$ 千円

世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限の状況

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3, 250千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,155千円	325千円	330千円	330千円	330千円	330千円	450千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2, 500千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除
930千円	250千円	330千円	330千円	330千円	330千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 1, 950千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
765千円	195千円	330千円	330千円	330千円

(独身の給与所得者の場合 1, 088千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	108千円	330千円

個人住民税・所得税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			個人住民税	所 得 税
基礎的な人的控除	基礎控除		3 3	3 8
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 3	3 8
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	3 8	4 8
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
	配偶者特別控除		最高 3 3	最高 3 8
	扶養控除	扶養親族	3 3	3 8
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	4 5	6 3
		老人扶養親族(70歳以上)	3 8	4 8
		同居老親等加算	+ 7	+ 1 0
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
特別な人的控除	老年者控除(本人)		4 8	5 0
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 6	2 7
		特別障害者(同上)	3 0	4 0
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 6	2 7
		特定の寡婦加算	+ 4	+ 8
	寡夫控除(本人)		2 6	2 7
	勤労学生控除(本人)		2 6	2 7
白色事業専従者 控除	配偶者		8 6	8 6
	配偶者以外		5 0	5 0

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）

